

14 案内設備までの経路

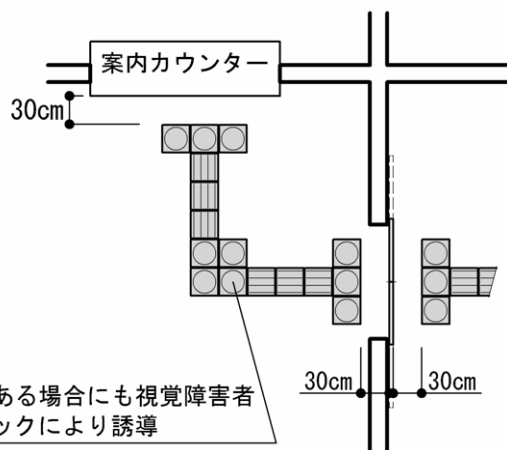
【基本的な考え方】

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。

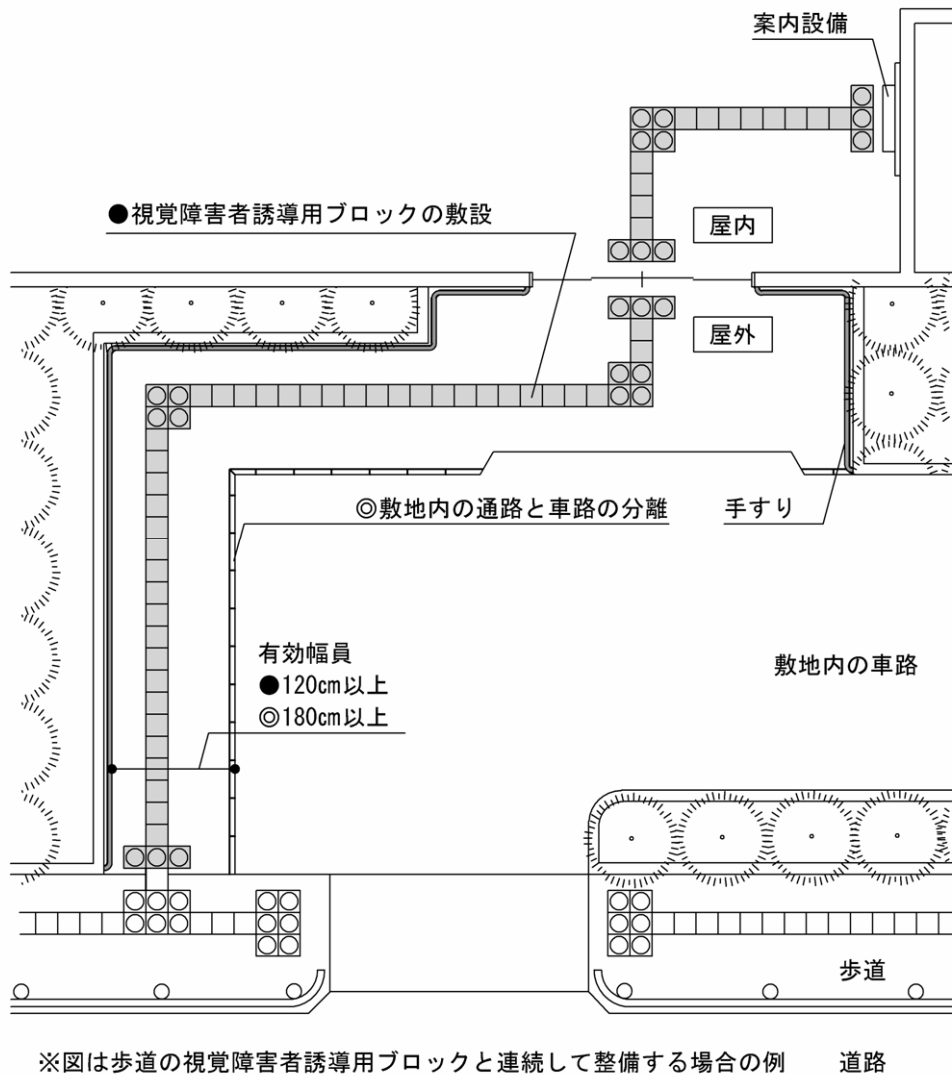
◇ 視覚障害者等が利用する経路の整備

視覚障害者は、現在位置や障害物、目的物の方向などの認知が困難な場合があるため、移動に必要な情報を、音声案内や点状ブロックなどにより提供することが必要です。また、経路上に通行の妨げとなる物を置かないことが望まれます。

| 整備基準 | | 規模限定 | 備考 |
|-----------------------------|---|---------|--------------------------------|
| 特定施設整備基準（別表第3の第1の14） | | | |
| 案内設備までの経路（視覚障害者利用経路） | 道等から13の(2)に掲げる設備又は案内所までの経路（視覚障害者等が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者利用経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 | | PⅢ-50 参照 図Ⅲ-14-1 図Ⅲ-14-2 |
| | (1) 主として自動車の駐車場の用に供する施設に設けるものである場合 | | 図Ⅲ-14-1 |
| | (2) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9の(3)のイ及びウに掲げるものである場合 | ● | 図Ⅲ-14-1 PⅢ-50, Ⅲ-51 参照 |
| 推奨事項 | | | 備考 |
| 施設整備 | | | |
| 案内設備までの経路 | 道等から13の(2)に掲げる設備は案内所までの経路は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。 | | |
| 視覚障害者利用経路の整備 | ・ 屋内に案内設備又は案内所が設けられている場合には、各外部出入口から案内設備又は案内所までの経路や、必要に応じて階段、エレベーターの乗降ロビーの操作盤、多機能便所までの経路は視覚障害者利用経路とするものであること。 | | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの仕様等 | ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の床材料との対比により容易に識別でき、触知しやすく、滑りにくいものであること。 ・ 敷設する視覚障害者誘導用ブロックの規格を統一するものであること。 ・ 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、歩道上のブロックとの連続性に配慮するものであること。 | 図Ⅲ-14-2 | |
| | ・ 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けた場合にも、視覚障害者誘導用ブロックの敷設による誘導を併せて行うものであること。 | 図Ⅲ-14-1 | |
| 車道との分離 | ・ 車道面からの高さ15cm以上の縁石などにより、車道と分離されたものであること。 | 図Ⅲ-14-2 | |
| 管理運営 | | | |
| 通行路の確保 | ・ 通行の妨げとなる物を置かないこと。 | | |



図Ⅲ-14-1 案内所周辺の視覚障害者誘導用ブロック敷設例



図Ⅲ-14-2 案内設備までの経路

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



コラム 自発光タイプの視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の色と識別できることで、全盲の方だけではなく弱視者の誘導においても重要な役割を果たします。しかし、夜間は周囲の色と識別しにくくなるので、自発光タイプの視覚障害者誘導用ブロックの設置が有効です。自発光タイプには、通常の電気を用いるものもありますが、蓄電式や蓄光式のものもあり、非常時の誘導にも役立ちます。

